

掲載内容

第1章 総論

- 1 税理士業務の意義
- 2 業際問題
- 3 税理士の専門家責任
- 4 事務所体制の構築

第2章 契約

1 新規契約

- [1] 新規顧問契約に当たり顧問料を安くしてほしいと言われた

参考書式

- 業務契約書条項例(開業支援で顧問料を安くする場合)
- 業務契約書

- [2] 新規顧客と顧問契約を締結するに当たり、記帳代行に関する報酬については業務量に応じた合理的な定めにしてほしいとの要求があった

参考書式

- 業務契約書条項例(記帳代行について、伝票枚数あるいは仕訳件数を基準として請求報酬額を算定する場合)

- [3] 他の税理士からの乗換えで新規の法人から顧問契約の依頼があった

参考書式

- 顧問契約書条項例(前税理士からの乗換えで顧問契約を締結し、報酬額を定める場合)

- [4] 税理士事務所のホームページ経由で相続税の申告依頼を受けた

参考書式

- 委任契約書条項例(相続税申告業務に係る報酬を定める場合)
- 委任契約書(相続税用モデル)
- 確認書

2 契約書改訂

- [5] 業績不振に陥った顧問先から、顧問料の値下げを求められた

参考書式

- 業務契約書条項例(報酬額の変更を追記する場合)

- 覚書条項例(業務委託契約書の条項を変更する覚書を締結する場合(サービス内容やサービス提供方法を値引き額に合うように見直す場合))

- 覚書条項例(業務委託契約書の条項を変更する覚書を締結する場合(役務提供内容を変更せずに期間限定で正規料金から値引きする場合))

- [6] 月次訪問をオンライン面談に切り替えてほしい、同時に値下げもお願いしたいと言われた

参考書式

- 顧問契約書条項例(オンラインツールを利用した業務内容を定める場合)
- 顧問契約書条項例(オンラインツールを利用する場合の報酬額を定める場合)
- 顧問契約書条項例(オンラインツールで資料提供等を受ける場合)

3 契約解除

- [7] 顧問先から滞納している顧問料について経営が回復するまで支払の猶予を求められた

- [8] 顧問先から契約解除の申出が突然あった

4 本来業務以外の契約

- [9] 税理士事務所からの請求も関連会社からの請求にまとめてほしいとの要望があった

- [10] 顧問先の代表者から、顧問契約の業務外である消費税のインボイス対応と電子帳簿保存法の対応や代表者個人の所得税確定申告書の作成を依頼された

- [11] 税理士職員が独立するに当たり、顧問先から独立後の当該職員と顧問契約を締結したいと言われた

- [12] 顧問先から、相続税のシミュレーションを依頼された

参考書式

- 事業承継支援業務委託契約書

- [13] 認定支援機関業務について、契約を結びたい旨の要求があった

参考書式

- 事業再構築補助金申請支援契約書

第3章 税理士業務

1 税理士法2条との関係

- [14] 否認リスクを承知で申告してほしいと言われた

- [15] 相続の手續の全てをお願いしたいと言われた

- [16] 顧問先から、給与計算を依頼している社会保険労務士に、年末調整業務も一括して請け負わせてほしいと頼まれた

参考資料

- 税理士又は税理士法人が行う付随業務の範囲に関する確認書(日本税理士会連合会・全国社会保険労務士会連合会)

2 本来(税務)業務

- [17] 相続税の申告を期間間に依頼された

参考書式

- 契約書条項例(クライアントの責任において資料を提供してもらう場合)

参考資料

- 相続税申告に必要な資料一覧
- [18] 申告に確認が必要な預貯金の通帳が提出されない状態で税務申告を依頼された
- [19] 担当職員がクライアントに証拠資料の提供を依頼したが、拒否された
- [20] 「簡易課税制度選択届出書」を提出期限までに提出すべきところ失念してしまい、クライアントから責任追及された

参考書式

- 消費税選択チェックリスト(法人用)
- 業務契約書(モデル) 第6条・第7条
- [21] 役員退職給与の目安はどれくらいかと質問された

3 租税争訟・補佐人制度

- [22] 税務調査による処分について、顧問先から納得できないと言われた

- [23] 顧問先から租税訴訟を検討していると言われた

第4章 周辺業務等

1 認定支援機関業務等

- [24] 認定支援機関の業務にはどのようなものがあるか

2 周辺業務

(1) 経営に関わる周辺業務

- [25] 金融機関から融資を受けたいと相談された

- [26] 補助金を活用したいと相談された
- [27] コンサルティングの性質を持つ周辺業務について相談された

参考書式

- 資産・事業継承についてのご提案書
- [28] 従業員を解雇したいと相談された

(2) 資産形成に関わる周辺業務

- [29] 不動産の運用や管理についてアドバイスを求められた

- [30] 遺産分割協議を取りまとめてほしいと依頼された

- [31] 資産運用に関するアドバイスを求められた

(3) その他の周辺業務

- [32] 契約書など法律解釈について質問された

- [33] 不動産業者の紹介や保険の見直しを依頼された

3 記帳代行業務

- [34] 記帳代行業務を別法人で受託できるか

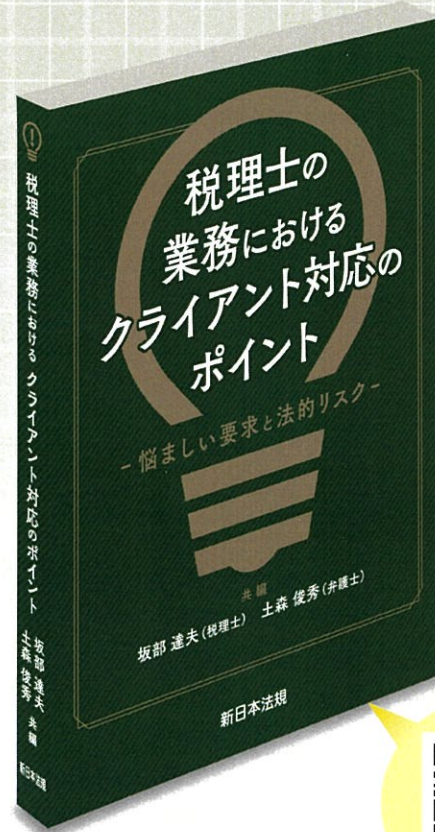
- [35] クラウド型の会計ソフトを導入したいと相談された

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

税理士の業務における クライアント対応のポイント

—悩ましい要求と法的リスク—

共編：坂部 達夫(税理士)・土森 俊秀(弁護士)



詳細はコチラ!

◆税理士の本来業務や周辺業務における、クライアントからの様々な相談・要求を取り上げています。

◆クライアントとの関係を考慮した適切な対応方法や法的留意点を解説しています。

◆対応に際し参考となる書式や資料を適宜掲載しています。

A5判・総頁244頁

定価3,960円(本体3,600円) 送料410円

ISBN978-4-7882-9355-7

電子書籍も新日本法規WEBサイトで発売!!

〈電子版〉定価 3,630円(本体 3,300円)

※閲覧は、ストリーミング形式になりますので、インターネットへの接続環境が必要です。

0120-089-339 (通話料無料)
受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

第2章 契約

1 新規契約

[1] 新規顧問契約に当たり顧問料を安くしてほしいと言われた

Case

新規開業をする会社の代表者と顧問契約を締結することになりました。開業に伴い、資金繰りが大変なので、当面、顧問料を安くしてほしいと言われました。開業当初ならばやむを得ないと思いますが、どんな点に注意して契約をすればよいでしょうか。

◆ 対応のポイント ◆

新規開業する顧客の紹介は、通常、既存の顧問先から受けるケースが多いと思われます。新規に開業した当初は、資金的には余裕がないと思われるので、当面、顧問料を安くして紹介者の顔を立ててあげたいと思うかもしれません。

しかし、開業支援には、税理士業務を円滑に進める上で記帳指導などの作業工数を伴うので、事務所経営者としては、採算性を重要視すべきです。通常は、日本税理士会連合会公表の業務契約書を利用すると思いますが、その内容に工夫が必要だと思えます。

[15] 相続の手続の全てをお願いしたいと言われた

Case

相続税の申告とともに、戸籍の収集、遺産分割協議書の作成、預金の解約、不動産の登記等相続の手続の全てをお願いしたいとの相談を受けました。

◆ 対応のポイント ◆

税理士がクライアントから相続の手続の全てを依頼された場合には、専門家の独占業務規定を確認し、業法違反に注意します。また、税理士職業賠償責任保険の支払対象外となる遺産分割等に起因する損害賠償などの免責事由を確認しておきます。なお、クライアントとの間で紛争防止のため、その受任範囲や報酬額を明確に定めることが重要です。

解説

1 相続が発生したときの手続

相続が発生したときに、相続人が行う主な手続を時系列で挙げると次のとおりとなります。①戸籍や住民票の写しの収集、②生命保険金

解説

1 どうすれば契約できるか検討する

(1) 最低の採算点を設定する
税理士の主要な業務は、次のとおりです。

- ・記帳指導（記帳代行を含みます。）
- ・税務代理・税務相談等の顧問業務
- ・申告代行

新規開業の顧客に対する、税理士業務を軌道に乗せるためにどの程度の労力が必要かを検討する必要があります。新規開業なので、丁寧な記帳指導も必要かもしれませんが、売上向上のための経営指導に時間を要するかもしれません。

たとえこちらに対応する余力があったとしても、赤字受注は避けたいものです。おそらく、一度割安の金額で仕事を受けてしまうと、後日、値上げするのは大変です。

そこで、その会社にかかると想定される業務量による通常の顧問料の、例えば半分の金額ならば赤字にならないという最低限の採算点をまず設定します（事務所の損益分岐点を把握しておきましょう。）。

(2) 役務提供メニューと標準報酬のさりげない提示

業務委託契約書を示しながら、新規開業なので通常より安く顧問料を提案していることを説明することが肝要です。契約内容をよく理解いただいた上で契約することが必要です。

それでも折り合いがつかない場合、役務提供メニューの中で、記帳指導や顧問契約からでなく、申告代行などの一部業務に限定して契約することも考えられます。

及び税務相談に該当するものは、⑤財産目録の作成、⑦相続税の申告、⑩売却する不動産がある場合の譲渡所得税の申告に限定され、それ以外の業務を引き受ける場合には、他の専門家の独占業務規定に注意し、業法違反にならないように注意して業務を進めます。

2 専門家の独占業務規定の確認と専門家との連携

(1) 消極的説明義務履行

クライアントから相続の手続を任せられた税理士は、例えば不動産の移転登記の取扱いについては、通常は司法書士に説明を聞くようにという助言を行い、司法書士を紹介して登記の手続を促します。このように専門家の独占業務規定により、税理士が説明できない場合には、その専門領域の専門家に聞くように助言を行う消極的説明義務があるとされています。

司法書士の節税措置義務が争われた事件（東京地判平10・3・25判タ1015・164）では、司法書士が、遺産共有状態にある複数の不動産をいずれも単独所有にすべく、それぞれの持分を相互に移転する旨の所有権移転登記手続を受任した際、登録免許税が安価である「共有物分割」を登記原因とせず、より高額な登録免許税を課せられる「交換」を登記原因としたことにつき、登記手続委任者に対する調査義務違反及び説明義務違反はないと判示しました。この事件は、相続税の申告を受任した税理士が、納税者の相続税の納付に関し、土地の一部を分筆した上でこれを物納する方法によって相続税を支払うこととするため、納税者に司法書士を紹介したことがきっかけです。税理士は法令により認められている登記原因について理解していなかったため、司

- ・開業支援のために、特定の役務を報酬規定よりも安く提供している場合には、双方適正報酬額を認識の上、同金額に近付ける意識付けを可能とする条項を工夫します。
- ・今後の成長が期待される企業については、当初から顧問契約の提供役務としてフルラインの業務を提供するのみならず、コンサルティング業務を加え、相当報酬額への早期増額を目指す選択肢もあります。
- ・期間限定で経営相談を無償で請け負うことにより、税理士の役務提供による経営上の成果を実感してもらうことも重要です。

参考書式

○業務契約書条項例（開業支援で顧問料を安くする場合）

第〇条 報酬の額

- 1 報酬は、当事務所（又は税理士法人）が定める別紙報酬規定に関わらず、開業支援の目的で、別紙提供役務一覧に対する当初報酬を、期間限定で以下のとおりとする。
 - (1) 顧問報酬として月額〇〇〇〇〇円
 - (2) 税務書類及び決算書類作成の報酬として〇〇〇〇〇円
 - (3) 税務調査立会い報酬として1日当たり〇〇〇〇〇円
 上記各報酬額には別途消費税が付加される。
- 2 前項(1)及び(2)には、不服申立て並びに修正申告、更正の請求書及び中間申告書の作成等の臨時に発生する業務にかかる報酬は含まない。

[30] 遺産分割協議を取りまとめてほしいと依頼された

Case

顧問先の社長のご家族で相続が発生しました。遺言書はなく、法定相続人が3人いらっしゃるのですが、相続財産の分割について、相続税負担も考慮してアドバイスしてほしいと依頼がありました。税理士としては、どこまで対応するべきかを教えてください。

◆ 対応のポイント ◆

遺産分割協議においては、税理士は特定の相続人のために相続財産の分割協議の交渉に参加することはできません。相続税負担を抑えることができる相続財産の分割方法などをシミュレーションしアドバイスをしてください。それを踏まえて、相続人間で協議の上、相続財産を分割していきます。

解説

1 非弁行為の問題

特定の相続人の依頼により、報酬を得て、遺産分割協議に参加し、依頼人である相続人のために遺産分割の交渉を行うことは、弁護士法72条により弁護士のみが行うことができる行為とされています。